

国土交通省告示第千六百五十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十九年十二月十九日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道57号改築工事（森山拡幅・長崎県諫早市小野町地内から同市長野町地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 長崎県諫早市小野町、宗方町及び長野町地内
- 2 使用の部分 長崎県諫早市小野町、宗方町及び長野町地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、長崎県諫早市小野町から同市長野町地内までの延長1,580mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道57号改築工事（森山拡幅）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

得られる公共の利益

一般国道57号は、大分市を起点とし、竹田市を經由して熊本県に入り、阿蘇市、熊本市及び宇土市を經由して宇城市から島原湾を渡り長崎県に入り、島原市、雲仙

市及び諫早市を經由して長崎市に至る延長約260kmの主要幹線道路である。

このうち、本件区間に係る一般国道57号（以下「現道」という。）は、その沿線に商業施設、住宅等が多数連なっており、地域住民の日常生活による地域内交通と長崎県の主要都市間の物流等による通過交通とが混在し、自動車交通量が多いにもかかわらず、幅員が狭小な2車線の道路であることから、交通容量が不足している。

このため、右折車線が設置されていない交差点で滞留する右折車や沿線の商業施設等から出入する交通による影響もあいまって、慢性的な交通混雑が発生するなど安全かつ円滑な交通が阻害され、主要幹線道路としての機能が著しく低下している状況である。

平成17年度の道路交通センサスによると、諫早市小野町地内の現道では、自動車交通量が27,083台/日、混雑度は2.17となっている。

本件事業の完成により、現道は、右折車線が設置された4車線の道路に拡幅され、交通容量が向上することから、交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるため、本件事業による生活環境等に及ぼす影響について、起業者が平成18年9月に同法等に準じて、大気質、騒音及び振動に関して、環境影響評価を任意に実施したところ、騒音について、一部環境基準を上回る値が見られるものの、低騒音舗装の施工等の保全措置を講じることにより、環境基準等を満足するものと評価されており、当該評価結果を踏まえ、起業者は低騒音舗装を施工することとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

また、本件区間内の土地においては、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が1箇所存在するが、起業者は、長崎県教育委員会と協議を行いながら、記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

事業計画の合理性

本件事業は、現道の交通混雑の緩和を目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第3種第1級の規格に基づき、現道を4車線の道路に拡幅する事業であり、本件事業の事業計画は、車両の安全かつ円滑な走行を確保するために設置

の必要が認められる中央分離帯の計画を含め、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和44年5月20日に都市計画決定、平成元年4月28日に変更決定されており、事業計画の基本的内容は変更後の都市計画と整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

事業を早期に施行する必要性

3 で述べたように、現道は、交通量が多く、慢性的に交通混雑が発生していることから、できるだけ早期に交通混雑の緩和を図る必要があると認められる。

また、平成17年3月1日に長崎県県央の1市5町が合併した諫早市からも本件事業の早期完成に対する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 長崎県諫早市役所